

# 平成 29 年度第 2 回 墨田区障害者施策推進協議会 議事要旨

日 時 平成 29 年 1 月 8 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時  
場 所 墨田区役所庁舎 17 階・区議会第 1 委員会室

- 1 開 会
- 2 議 題  
墨田区障害福祉計画【第 5 期】・墨田区障害児福祉計画【第 1 期】の中間まとめについて
- 3 閉 会

(資 料)

資料 1 墨田区障害福祉計画【第 5 期】・墨田区障害児福祉計画【第 1 期】(中間まとめ)

墨田区施策推進協議会委員			(敬称略)
氏 名		所 属	出欠
三宅 裕		墨田区障害者団体連合会	出席
野口 喬		〃	〃
庄司 道子		〃	〃
小宮 隆仁		〃	〃
三浦 八重子		〃	〃
荘司 康男		〃	欠席
小久保 登美子		墨田区知的障害者相談員	出席
吉田 章		墨田区身体障害者相談員	〃
小林 光子		墨田区民生委員・児童委員協議会	欠席
大屋 善次郎	会長	墨田区社会福祉協議会	出席
笹生 依志夫		障害福祉サービス事業者・墨田区障害者審査会委員	〃
しもむら 緑		墨田区議会議員	〃
加納 進		〃	〃
はら つとむ		〃	〃
西村 孝幸		〃	〃
井上 ノエミ		〃	〃
渋田 ちしゅう		〃	〃
磯部 淳子		東京都立墨田特別支援学校長	〃
松井 隆		特別支援学級設置中学校代表(寺島中学校長)	欠席
柏葉 英彦		墨田公共職業安定所 職業相談部長	出席
北村 淳子		墨田区保健所長	〃

<事務局出席者>

青木福祉保健部長

岩瀬保健衛生担当参事(保健計画課長事務取扱)

三浦厚生課長

杉崎障害者福祉課長 その他、障害者福祉課・保健計画課各担当主査

## 1 開 会

青木福祉保健部長 挨拶（省略）

大屋会長 挨拶（省略）

## 2 議 題

墨田区障害福祉計画【第5期】・墨田区障害児福祉計画【第1期】の中間まとめについて

### <質疑応答>

（A 委員） 就労定着の支援について、支援開始1年後の職場定着率について、国の基本指針は80%である。区では、平成27年度の職場定着率は14名のうち13名で、92%とのことで、非常にいい状況であるが、今後も80%以上にするための具体策を伺いたい。

短期入所（福祉型・医療型）の入所について、確保方策の中で、民間事業者によるグループホーム整備の際に、短期入所の併設等について協議を行っていくという記載がある。現在、区内24か所があり、今後整備する予定があると聞いているが、この中に短期入所の計画があるのかどうか、助成制度についても合わせて伺いたい。

住宅入居等支援事業について、所管の住宅課に現状を聞いたが、見つけたくとも見つけられず、住宅課に相談する前につまずいてしまっている方が多いというのが現状とのことだ。これから区としてどのような対応を考えているのか、お答えいただきたい。

成年後見制度利用支援事業について、今年7月に区民福祉委員会の視察で墨田区社会福祉協議会に伺ったが、平成28年度事業報告書の市民後見人養成というところで、平成28年度は23名の方が養成講座を受講し、新たに6名の方が市民後見人として活動を始めたとの記載があった。しかし、実際には、実態としてなかなか活動にはつながっていないと聞いた。今後、高齢化が進む中で大事な問題であり、これは待ったなしの政策であると考えます。今後、引き続き、社会福祉協議会で実施していただき、区は連携するということなのか。また、検討との記載しかないが、具体的にはどのような状況なのか、教えていただきたい。

（杉崎課長） 最初の3点についてお答えする。就労定着の支援について、今後も職場定着率を80%以上にするための具体策は何かというお尋ねだが、すみだ障害者就労支援総合センターで現在も行っている生活支援事業が、就労定着のためには効果があるものと思っている。内容としては、雇用先の企業に職場訪問を行い、良好な就業環境づくりのための支援を行ったり、離職予防のためにパソコン技術の向上などを目的としたスキルアップ講座を開設したり、そのほか、交流の場を設けて、仕事や生活上の悩みの早期解決に向けたグループ支援などを行っている。これらは、企業等で働いている方が利用できるよう、月曜から土曜の午前9時から午後8時までで行っている。こうした事業を引き続き行い、就労定着率を維持し、さらには向上させていきたい。

短期入所について、グループホームの関係でお尋ねがあった。現状では短期入所を併設しているところはなかったかと思う。現時点の担当レベルの考え方ではあるが、平成

32年度までに整備を考えているグループホームの中には、短期入所を併設するようになりたいと考えている。予算の関係であるが、事業者の公募もこれからであり、運営経費や配置する人員の想定が固まっておらず、今後の調整となるため、金額等をお知らせすることはできないが、一定の区の補助が必要と考えている。

住宅入居等支援事業について、事業の内容としては保証人を付けることができず、民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者、障害のある方、ひとり親世帯の方などに対し、区と協定を結んだ民間の保証会社が保証人の代わりに家賃等の債務保証を行うことで、入居を支援する事業である。民間保証会社に支払った保証料の一部については、2万円を限度に区が助成するものとなっている。住宅課では数件相談を受けてはいるが、実際に住宅を探すとなると難しく、事業の実績には結びついていないという現状である。住宅課の方では、第6次住宅マスタープランで掲げた、住まい安心ネットワークの構築を検討していく中で、内容はまだ固まっていないと聞いているが、事業について何らかの見直しを図っていくと聞いている。

(三浦課長) 市民後見人の実績と現状であるが、平成28年度は養成研修受講者が23名で、これまでの累計は108名である。そのうち1年間の研修を経て、最終的に名簿に登録された方が累計55名、さらにその中ですでに後見人の受任をやられた方は38名である。これまで毎年度、計画的に養成研修を実施し、実績も順調に推移していると認識している。

次に、成年後見制度法人後見支援事業について、社会福祉協議会で作成している地域福祉活動計画に位置付けられているが、平成33年度までには本格実施することになっている。現在、実施体制が完全に整っていないため、1,2件の試行的なものを実施し、それを検証した上で本格実施に結び付けていきたいと計画している。区としても、連携、支援を行っていききたいと考えている。

(B委員) 今回、障害福祉サービスの必要な量的な目標を設定しているが、同時に心配なのは、質の良いサービスが提供されるかどうかである。最近、特にどこの事業者も人手不足で大変なようであるが、区としては、福祉サービスを担う人材の不足について、何か対策を考えているのか。また、資格を持っていないスタッフも多いようであるが、資格のあるスタッフを増やす対策も必要だが、どのように考えているか。

(杉崎課長) 人材不足について、厚労省が発表した推計によれば、2025年度に介護職員が約253万人必要になるとされているが、これに対して、供給の見込みは215万人で、およそ38万人の介護職員が不足する見込みだとされている。要介護者も確実に増加すると推測されているところである。現在、事業者側から区側に人材不足についての個別の相談はない。ただ、国では、安定的な処遇改善を図るための環境整備として、今年度から、福祉介護職員処遇改善加算の拡充を行っており、経験や資格に応じた昇給の仕組みや、定期昇給の仕組みを設けた事業所に、職員1人当たり月額3万7000円の処遇改善を行っているところである。このように、職員がやめなくて済む対策をとっていく必要がある。また、区としては、事業者の種別ごとに毎年、連絡会を開催し、都の研修などの資格取得に関する情報の提供を行っている。特に不足している相談支援事業所の相談支援専門員については、都の研修を受講する必要があるが、なかなか研修受講の倍率が高く受講

しづらいということがある。区は、都の福祉保健局と連携し、事業者に都の研修の情報提供を行うほか、研修受講に係る推薦希望を取り、都に推薦の意見書を出すことで、優先的に受講できるよう対応している。今年度は、7名の方を推薦し、全員が受講できている状況である。さらに、区としては、初任者の方向けの研修を年に1回行い、その後のフォローアップとして、年4回の連絡会も開催している。

( B 委員 ) 人手不足はこれからもさらに厳しくなると考えられる。若い人に障害者福祉の分野に入ってもらえるような対策が大事である。区としても様々な対策を考えてほしい。

( C 委員 ) 障害児支援の体制整備について、保育所等訪問支援を実施し、今後も円滑なサービス提供を図っていくということで、必要量の見込みも記載されている。昨今、急激に保育所が増え、利用するお子さんも増えている。その中で、支援事業が必要なお子さんも増えていくと思われるが、円滑に支援をできる体制が構築できるのか伺いたい。

( 杉崎課長 ) 保育園でも、障害児認定を受けたお子さんが増えているのが現状である。それに伴い、障害児支援が、今後さらに重要度が増していくと考えられるので、質を確保しながら体制整備については取り組んでいきたいと考えている。障害者福祉課では、事業者指導の専任の職員を置いているが、施設に実地指導を行う中で、事業の継続性や運営体制などについてもチェックをさせていただいている。こうしたことを続けながら、今後も着実に事業を行えるよう、受け皿となる事業所の整備支援をしていきたいと考えている。

( C 委員 ) 国の基本指針では、各関係機関が平成 30 年度末までに医療的ケア児を支援するための協議の場を設けることとなっているが、今回の資料では、平成 30 年度末までに「協議の場の設置等についての協議をする」との記載で、国の基本指針に比べ、一步後退しているようにも見える。区では平成 30 年度中に協議の場ができるのかが不明確であるが、どうなっているか。

( 杉崎課長 ) わかりづらい表記になってしまっているが、平成 30 年度末までには協議の場を設けるという考えである。表現については工夫させていただく。

( C 委員 ) その点は工夫していただきたい。また、問題提起を以前もしているが、保育所入所が決まるのが2月になってからであり、そこから医療的ケアが必要なお子さんが入った際の体制構築を1か月強でしなければならないという現場の現状もある。そのあたりをしっかりと連携して図れるような協議体を作っていただきたい。

( D 委員 ) 住宅入居等支援事業についてであるが、テレビで取り上げられているのを見たが、グループホームからアパートに移った障害のある方が、時間的な束縛もなくなり、移ってよかったと話していた。実際に障害を持つ方の親からも、今後は自宅や民間のアパートなどで暮らせるような支援をしてほしいという要望も受けた。この事業は、保障についての内容となっているが、そもそも借りられないという問題がある。可能であれば、シルバーピア(高齢者住宅)のような借上げ住宅を区として作ってほしい。第6次住宅マスタープランに入ってくるかはわからないが、障害者福祉課としてはどのような考えかを伺いたい。

( 杉崎課長 ) この件については、住宅課長と話し合う機会があったが、委員がおっしゃるように、借りられないという実態があるので、まずはそのあたりの改善をしっかりとしてほしいと

いうことを住宅課に申し入れている。シルバーピアのような借上げ住宅を作ってほしいという要望についても住宅課に申し伝えたいと思う。

( E 委員 ) 発言の順など、議員に配慮をしていただいているが、本来の主旨は、障害当事者やご家族の方、利害関係者の方、施設関係の方のご意見を聞くというものであるので、今後は、そちらの方々から先に意見を聞いていただきたい。

1点、表現について修正が必要ではないかと思う点がある。障害児支援の提供体制について、C委員からもあったように表現をわかりやすくしていただきたいと思うが、医療的ケア児の支援が急速に必要なになっているということなど、協議の場を設置する目的を明記するべきだと思う。保育の問題が出ていたが、教育ではもっと問題がある。

また、地域生活支援事業の任意事業の部分について、新しい計画では、任意項目として4項目挙げられているが、前期では6項目あった。3つ減らして、1つ追加しているが、減らした中には、重度身障者の自動車改造費の助成事業と心身障害者の自動車運転教習費補助事業がある。厚生労働省に確認したところ、自動車税や消費税で考慮しているので、総合的に勘案して地方交付税で措置をすることにしたという説明であった。これらの事業は該当する方にとっては非常に重要な事業であるが、国が廃止をしたから項目として載せなかったのか、それとも、国の財源を使わずに独自に区の財源でこの事業を継続するのかを明確にしていきたい。もう一つ廃止になった福祉ホームの運営補助事業は、なぜ廃止になったのかを伺いたい。

( 杉崎課長 ) 医療的ケア児を支援するための協議の場の設置について、目的を明記するべきだという点については、例えば、公立保育園での医療的ケア児の受け入れを今後どう拡大していくのかなど、体制に関するものが一つある。また、小学校でも同じことがいえるが、医療的ケアが必要なお子さんの受け入れについて、どのような工夫が必要なのかが、協議の場の目的だろうと考えている。

地域生活支援事業の任意事業について、自動車改造費助成事業と心身障害者の自動車運転教習費補助事業については、平成28年度からは、区の予算のみで行っている事業である。この事業をやめたわけではなく、今年度も行っており、次年度についても必要な予算の要求をしているところである。福祉ホームについては、利用されている方が現状ではない。以前利用されていた方は、軽度の障害のある方であった。こういった方については、国の流れもあるが、ご自宅で暮らしていただき、そこにホームヘルプサービスなどを入れていくことで対応できると認識している。

( E 委員 ) 医療的ケア児の保育園、小学校での受け入れについては、基本的に看護師の配置をどうするのかということと関連し、予算のかかることだが、目的は明確化した方がよいと考える。

福祉ホームについて、ニーズがないということだが、予算がかからないのであれば、事業としては継続して掲載してもいいのではないかと。実際のニーズと法人側の区への参入意欲を勘案しなければならない。事業として名目だけを残す形でもいいと思うので、検討してほしい。また、事業としては区独自で継続している事業も、計画には盛り込めなくても、見える化はした方がよいのではないかと。

( F 委員 ) 医療的ケア児を支援するための協議の場については、どういった方々が協議に入り、どのような計画で進めていくのか、現状でわかっていたら教えていただきたい。

また、就労継続支援( B 型 ) の工賃に関して、作業収入から経費を除いて全て利用者の配分という形にはなっていると聞いているが、工賃の目標水準について、現場での実態はどのように把握しているのか。また、就労継続支援( B 型 ) は労働法の適用がないが、作業中に何か失敗したときなど、現状で保障の対応はどうなっているのか。

( 杉崎課長 ) 医療的ケア児を支援するための協議の場の構成メンバーについて、現在イメージをしているものとしては、児童発達支援に係る事業所や特別支援学校の関係者の方、病院など医療関係の方々にも入っていただく必要はあると考えている。

就労継続支援( B 型 ) の工賃については、実績では、平成 28 年度は前年より 2,000 円以上大きく下がっているが、全ての事業所の工賃が下がっているということではなく、障害特性によるが、一部の福祉作業所で工賃が大きく下がっているという状況がある。区では、すみのわ事業も行っているが、何らかの仕掛けを作りながら、工賃向上に向けて取り組んでいきたいと考えている。

( G 委員 ) 先日、東京都身体障害者団体連合会として、小池知事に対し、2020 年のオリンピック・パラリンピックに向けて、味の素スタジアムの障害者向けの施設の充実やエレベーターの改修、東京都の障害者会館の設備の充実について要望をしてきた。

( H 委員 ) 地域生活支援拠点等の整備について、平成 29 年度までに各地域に一つ作らなければならないということだったが、どこの地域でも進んでいないように思う。私たち親が亡くなったあとに、地域生活支援拠点があるということがとても心強いことなので、決められた期限までに整備を進めていただきたい。

また、地域包括ケアシステムという言葉は、高齢者でも使われているが、何でも地域で担うという考え方でうまくいくのか。

( 杉崎課長 ) 地域生活支援拠点等の整備については、委員がおっしゃるように、現行の計画では、今年度末までに 1 か所整備するという事になっていった。昨年 9 月時点では、全国で整備されている市区町村は 20 か所であった。これは福祉業界における人材不足の影響が大きいと考えられる。しかし、親なき後の拠点となるものであり、平成 32 年度末までに整備すると国も基本指針を出しているのので、第 5 期の期間中にはしっかりと整備をしていきたいと考えている。

( I 委員 ) 肢体不自由児者父母の会としては、グループホームすずらんができたときに、医療的ケアの必要な子どもたちは対象外となったので、5 年ほど前から、医療的ケアの必要な子どもたちを受け入れられるグループホーム整備の要望を続けてきた。先ほどの話の中で、建設予定の土地は現在調整中で、事業者はこれから公募すると聞いたが、公募の時期は決まっているのか。

( 杉崎課長 ) 公募の時期について確定はしていないが、条件が整い次第早めに公募していきたいと考えている。

( J 委員 ) 日常生活用具給付等事業の住宅改修費に関して、この件数の中には精神障害者は入っ

ているのか。生活保護を受給している精神障害のある方から、住宅のトイレの改修について、承諾を得て見積もりを取ったところ、福祉事務所から止められたことがあったと聞いた。

- (杉崎課長) 障害福祉計画は3障害すべてを対象としたものであり、精神障害の方を排除しているものではない。
- (K 委員) 共同生活援助について、平成32年度までに19人以上の地域生活移行者を見込んでいる。平成32年度には重度の障害の方向けのグループホームができるということではあるが、この一つができたとしても、現在、人材不足の中、この方たちを受け入れられるか。地域で安定して生活したいと思っても、区としての受け皿は整っているのか伺いたい。
- (杉崎課長) 地域生活移行等の受け入れが可能かどうかというご質問だが、公募の段階でしっかり受け入れられる事業者を選ばなければならないと思っている。現時点で公募をかけていないので、これからではあるが、区としてはしっかりと事業者を選定していくことで考えている。
- (K 委員) 新しくできるグループホームでも、一つの建物の中で制限された人数しか入らず、一つの箱モノを作ったからと言って受け入れられるのかお聞きしたい。
- (杉崎課長) 平成32年度までに整備をするグループホームは2か所で、重度の身体障害のある方向けのものと、重度の知的障害のある方向けのものである。2施設の中で何部屋確保できるかということは、今後の検討にはなるが、しっかり受け入れられるよう整備していきたいと考えている。
- (K 委員) これから整備される重度の方向けのグループホームでは、医療的ケアの必要な方の受け入れができるのか伺いたい。
- (杉崎課長) 平成32年度に開設を計画する2つのグループホームに関しては、重度の障害のある方であれば医療的なケアも必要だと担当レベルでは考えており、そういった視点も加えて検討していきたいと思う。
- (L 委員) グループホームの整備について話が出ているが、東京都全体でみると、グループホームの整備は鈍化している。建築基準法、消防法が厳しくなったことで経費がかかるようになり、職員確保の問題もある。区として独自に、整備の経費的な問題や職員確保の問題は検討し続けていただきたいと思っている。
- (杉崎課長) これから整備する2つのグループホームについては、重度の障害のある方向けのグループホームなので、区としての補助もより一層手厚くしていかなければならないだろうと、担当レベルでは思っている。逆にそうした補助がないと、手を挙げる運営事業者の方はいないのではないかと思っている。ご指摘いただいた部分については、しっかり対応していきたい。
- (大屋会長) 他にご意見がないようなので、以上をもって当協議会を終了させていただきたい。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。